

平成 31 年度(2019 年度) 食品製造品質・衛生管理認証取得補助金

公募要領

1 事業目的

食産業は、衛生管理の制度化やグローバル化の進展により、国内外で販路を拡大していくために食品の安全対策を向上させる取組を推進するとともに、それを対外的に示していくことが必要になります。このことから、本事業は、HACCP等の認証取得に向けた支援を行うことにより、国内外での競争力を高め、札幌市内の食関連産業の振興を図ることを目的とします。

2 対象事業

国内外での販路拡大等を目指して、食品の製造品質・衛生管理についての各種認証を取得する取組及び取得に向け社内体制構築を行う取組に対し、必要な費用を補助します。単年度での認証取得を義務付けるものではありませんが、補助事業終了後1年程度での認証取得に努めていただきます。

なお、対象となる食品製造品質・衛生管理認証制度は以下のとおりです。

認証制度等	認証機関
HACCP	北海道、各種業界団体
健康食品 GMP	公益財団法人日本健康・栄養食品協会等
ISO22000・FSSC22000	民間審査機関
ハラール認証	民間審査機関
その他各種制度で、補助目的を達成するために必要と認められるもの	

飲食店、食品店頭販売店の認証取得については、訪日外国人の集客増加に効果が期待できるものに限る。

3 補助対象者

本事業の補助を受けることのできる者は、札幌市内の下記(1)、(2)のいずれかに該当し、且つ(3)から(6)の要件を満たす中小企業(注1)及び個人事業主(注2)とします。また、本社(本所)とは、経営上の中心となる事業所であり、必ずしも登記上の本店であることを要しませんが、その事業所に常勤取締役が配置されていることを要件とします。

- (1) 札幌市内に本社(本所)を有する、食品製造業、食関連企業、飲食店及び食品店頭販売店
- (2) 北海道内に本社(本所)を有し、札幌市内に工場を有する食品製造業及び食関連企業。

- (3) 直近2か年度連続で、本補助金の交付を受けていない。
- (4) グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等の複数の応募となっていない。
- (5) 市町村税を滞納していない。
- (6) 反社会的勢力との関係を有していない。

注1：「中小企業」とは・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって「みなし大企業」（注3）に該当しないもの。

注2：「個人事業主」とは・・・本事業において「個人事業主」とは開業届を提出しているものに限る。

注3：「みなし大企業」とは・・・本事業において「みなし大企業」とは以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

4 補助金額等

- (1) 補助額 300万円以内
- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1 ※千円未満切り捨て
- (3) 支援案件 7件程度
- (4) 事業期間 補助金交付決定の日から令和2年（2020年）1月31日まで

※課税事業者が経費を支出する場合、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。

（仕入税額控除による消費税の還付金と交付する補助金が重複しないようにするためです）

※補助額については、予算額に応じて決められるものであるため、必ずしも希望する金額がそのまま交付決定されるとは限りませんので、ご注意ください。

※予算総額や経費配分も評価の対象とします。認証取得までのスケジュール・計画と照らして、妥当な内容となるよう留意してください。必ずしも補助金上限額（300万円）で申請する必要はありません。

5 補助対象経費

事業実施のために直接必要となる下記の経費を対象とします。

認証取得審査費	認証審査機関による審査・登録等に要する経費
謝金等	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費

研修費	従業員研修に必要な教材費等又はセミナー参加に要する経費
旅費	外部専門家・技術指導相談員等の招聘及び研修受講等に必要な旅費
機器購入費・修繕費	認証取得のために新たに生じた機器等の購入や既存設備を改修する必要がある場合の修繕経費 ※補助対象となる経費総額の3分の1以内でかつ200万円以下とする。
その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

※次のものは補助対象経費となりませんので注意してください。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- (3) 固定資産税、水道光熱費等
- (4) 販売（営業）目的となる経費（展示会への出展料等も含む）
- (5) 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- (6) 他の用途との併用となっている旅費
- (7) 支出の確認できない経費

※留意事項

- (1) 振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できます。
- (2) 補助対象経費は、事業実施期間内に納品・請求・支払いが完了する経費とします。クレジットカードを使用した場合については、事業実施期間内に口座から引落し等の支払いが終わっていることが条件になります。また、支払い状況についても、通帳等で確認させていただきます。

6 事業の申請書類について

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 認証取得計画書（様式3）
- (4) 事業要覧（会社概要・パンフレット等）
- (5) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※）
※法人の場合：商業登記簿謄本、個人の場合：開業届の写し
- (6) 直近過去2年間の決算関係書類
- (7) 直近の市町村税の納税証明書（※）
※法人の場合：法人市民税分、個人の場合：市民税分
- (8) その他、理事長が必要と認めるもの
必要に応じて、当財団より提出を指示する場合があります。

7 審査について

(1) 選定方法

選定に当たっては、当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、下記の審査基準に則り、書類及び面接（必要に応じて実施）による審査を行った上で決定いたします（面接審査対象者には別途通知します）。なお、必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(2) 審査基準

事業目的との適合性	販路拡大等を目指した競争力強化に向けた認証取得であるか。 (単なる衛生管理の向上を目的としたものではないか)
目的及び予算の妥当性	認証の取得を目指す目的が具体的かつ明確に設定されているか。また、スケジュールに則した適切な予算であるか。
実現の可能性	取得を予定している認証制度、認証取得へ向けた計画及び体制、他からの指導者又は協力者、スケジュール、これまで取得した食品等の製造品質認証制度を総合的に勘案して、取得実現性が高いか。
認証取得後の経営戦略の明確性	認証を生かして国内外での販路を拡大し、どのように売上と雇用を伸ばし、札幌市の食関連産業の振興に寄与するか。

8 採択された場合について

補助金交付決定通知書（様式4）により、通知いたしますので、すみやかに事業を開始してください。

9 実績報告及び精算について

(1) 事業完了の報告

事業終了した場合はすみやかに、「事業完了報告書」（様式7）に「事業実績報告書」（様式8）「補助金精算書」（様式9）を添付して、当財団に提出していただきます。

※取得価格が50万円以上の機器、備品等がある場合は「機器装置等保有状況表」の提出が必要になります。

(2) 精算について

ア 補助金の精算には、原則、見積書・発注書・納品書・請求書・領収書等の添付が条件になります。

イ 旅費については、旅費規程がある場合はそれに準じ、無い場合は実費とし、支払いが確認できる書類及び旅費規程、出張報告書などの添付が必要となります。（旅費規程の有無に関わらず、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等は除きます。）

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、精算払いとなります。提出された書類を確認の上で最終的な補助金額を確定します。

10 公募期間

以下の期間に公募を行い、締切日までに応募のあった案件に対して、審査を実施します。
平成 31 年 (2019 年) 4 月 22 日 (月) から 5 月 22 日 (水) 17:00 まで (必着)

11 スケジュール

令和元年 (2019 年) 5 月 22 日 (水) 公募締切 (書類提出 17:00 必着)

令和元年 (2019 年) 5 月 30 日 (木) 一次審査

令和元年 (2019 年) 6 月 21 日 (金) 二次審査

令和元年 (2019 年) 6 月 28 日 (金) 補助金交付決定

(事業期間)

補助金交付決定日から令和 2 年 (2020 年) 1 月 31 日までの任意の期間

12 注意事項

(1) 情報の公開

採択事業については、企業名及び取得を予定している認証制度等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業終了後の報告義務

採択事業については、当該年度を含め 4 年間、本事業に係る認証の取得状況、売上高等の事業成果を、当財団に報告していただきます。なお、本事業において取得価格が 50 万円以上の機器、備品等の財産を取得した場合には、当該年度を含め 6 年間、財産の保有状況を「機器装置等保有状況表」にて報告していただきます。

(3) 他の補助制度との関係

国や道など、他の助成制度 (補助金、委託費) 等による財政的支援を受けている事業 (予定を含む) については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

13 ホームページ

申請書類の様式は以下のホームページからダウンロードできます。

さっぽろ産業振興財団 <http://www.sec.or.jp/other/3512.html>

14 応募先・お問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団 担当 松葉

TEL 011-820-2062 FAX 011-815-9321 E-mail mono@sec.or.jp

URL <http://www.sec.or.jp/other/3512.html>